

理 由 書

本地区は、益城町市街地東部に位置し、都市計画道路益城中央線により、熊本市内と結ばれている。

本地区は、「熊本都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全方針（熊本 都市計画区域マスタープラン）」においては、市街地像として、幹線道路沿道を中心に、地域生活サービスに資する近隣商業・業務地、公共公益施設用地等を配置し、緑豊かな低密度の住宅地とが調和した良好な住環境の充実に図る「郊外部市街地」と位置づけられているとともに、益城町役場周辺地区を、周辺住宅市街地の生活の利便に供する「生活拠点」と位置づけられている。

「益城町復興計画」では、「住民生活の再建と安定【くらし復興】」、「災害に強いまちづくり【復興まちづくり】」として「今回の震災の教訓を踏まえ、単に震災前の町の姿を復旧するだけではなく、「住民の命を守る、災害に強いまち」の実現に向けて、新しい視点でまちづくりの姿を描き、防災上必要なインフラ整備等を進める」ことを基本理念とされており、本地区は、行政・商業・サービス・交通結節点等、高次の都市機能を有する「都市拠点」として良好な市街地の形成を図ることとしている。

よって、これらの上位計画に基づくとともに、熊本地震からの早期復興を図るために、被災市街地復興土地区画整理事業区域約28.3haについて、都市計画決定を行うものである。